

岩手県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第67号）で公示した公共測量を終了した旨花巻市長から次のとおり通知があった。

令和6年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市内（石鳥谷町南寺林地内ほか）
- 2 実施した期間 令和5年10月10日から令和6年3月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 数値地形図データの更新